

## 賃貸借契約書（案）

古平町（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）とは、契約要綱記載の複合機（以下「機器」という。）について、各要綱及び契約条項のとおり契約を締結する。

### （契約要綱）

- 契約名 平成31年度 古平町役場デジタルカラー複合機賃貸借契約
- 賃貸借機器 デジタルカラー複合機  
（設置場所及び機種は、別記1のとおり）
- 契約期間 平成31年 月 日から平成36年（2024年）3月31日まで  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）
- 履行期間 平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで
- 賃貸借料 別記2のとおり

\*消費税及び地方消費税は、乙の請求時に有効な消費税法及び地方税法上適用される税率とする

- 契約保証金 免除

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する

平成31年 月 日

甲 古平町  
古平町長 貞村英之

乙

## (契約条項)

### (契約の目的)

第1条 この契約は、乙が保有する機器を甲の使用に供するため、甲に賃貸借する。

### (賃貸借料金の請求)

第2条 乙は、毎月1回、月の末日に印刷機の賃貸借金額に消費税及び地方消費税を加算した額を請求するものとする。

### (賃貸借料金の支払い)

第3条 甲は、乙から前条による適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料金を支払わなければならない。

### (支払遅延利息)

第4条 甲は、前条の期間内に賃貸借料を支払わないときは、乙に対し支払期限の翌日から支払いをした日までの日数に応じて、支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）で定める率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

### (検査及び引き渡し)

第5条 甲は、乙から機器の引き渡しがあったときは速やかに検査するものとする。ただし検査の方法は、甲の任意とし、その決定に対して乙は異議を申し立てることはできない。

2 前項の検査に合格したときは、甲は乙から機器の引き渡しを受けたものとする。

### (機器の保守)

第6条 機器が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに保守員を派遣して、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

2 乙の保守体制は別記2のとおり定めるものとする。

### (機器の所有権等)

第7条 機器の所有権は、乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用し管理しなければならない。

2 甲は、甲の故意、又は過失により機器を損傷した場合は、修繕費用を負担する。

### (機器の現状変更)

第8条 甲は、次に掲げる行為をするときは、事前に乙の承諾を得るものとする。

- (1) 機器に装置、部品、付属品を付着し、又は機器から取り外すとき。
- (2) 機器を他の機器に付着するとき。
- (3) 機器に付着した表示を取り外すとき。
- (4) 機器の保管場所を他へ移動するとき。

### (損害賠償)

第9条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器に損害を与えた場合は、賠償を甲へ請求することが出来る。ただし、機器を修理し、又は機器について乙が付けた動産総合保険で保証された場合は、その限度において、甲は責めを負わないものとする。

### **(甲の解除権)**

第10条 甲は、次の各号に該当する場合は、この契約を解除できるものとし、このため乙に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(1) 乙が契約条項に違反したとき。

(2) 乙が故意に契約の履行を延期したとき、又は契約の締結もしくは履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 乙に正当な理由がなく、甲の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙に正当な理由がなく、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

2 乙は、甲が契約条項に違反したときは、この契約を解除できるものとする。

3 甲又は乙は、自己都合によりこの契約を解除するときは、2箇月前に文書をもって通告するものとする。

4 翌年度以降において、甲の予算の変更又は削除があったとき。なお、この予算の変更又は削除があった場合、乙に損害が生じたときの損害賠償額は甲乙間で別に協議するものとする。

### **(協議による契約の解除)**

第11条 前条の規定によるほか甲及び乙の協議により、契約を解除することができるものとする。

### **(契約の変更)**

第12条 翌年度以降において、甲の予算の減額により契約金額の改定する場合、甲は乙と協議して決定するものとする。なお、この場合、乙に損害が生じたときの損害賠償額は甲乙間で別に協議するものとする。

### **(機器及び消耗品の返還)**

第13条 契約が終了した時は、甲は、機器を速やかに乙に返還しなければならない。

### **(権利の譲渡)**

第14条 乙は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することはできない。ただし、甲が承認した場合は、この限りではない。

### **(秘密の保持)**

第15条 乙は、この契約に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

### **(管轄裁判所)**

第16条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

### **(協議事項)**

第17条 この契約の定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

別記1 設置場所及び機種

設置場所	機種名	FAX 兼用	3系統 ネットワーク	数量
役場庁舎1階		○	○	1台
役場庁舎2階			○	1台
役場庁舎別館			○	1台
保健福祉課		○	○	1台
教育委員会		○	○	1台
幼児センターみらい		○	○	1台
町立診療所		○	○	1台
古平小学校			○	1台
古平中学校			○	1台
議会事務局		○		1台
B&G海洋センター		○		1台
社会福祉協議会		○		1台
消防支所				1台

別記2 出力料金単価

	出力料金単価
平成31年度 執行単価(モノクロ)	円/枚
平成31年度 執行単価(カラー)	円/枚
平成32年度 執行予定単価(モノクロ)	円/枚
平成32年度 執行予定単価(カラー)	円/枚
平成33年度 執行予定単価(モノクロ)	円/枚
平成33年度 執行予定単価(カラー)	円/枚
平成34年度 執行予定単価(モノクロ)	円/枚
平成34年度 執行予定単価(カラー)	円/枚
平成35年度 執行予定単価(モノクロ)	円/枚
平成35年度 執行予定単価(カラー)	円/枚

- 出力単価料金には、賃貸借料金、トナー料金及び保守料金に加え、機器の設置・運用・搬出等にかかる費用、また、平成34年度（2022年度）新庁舎移転時の移動・設置にかかる一切の費用も含めることとする。
- 消費税は含まない。
- 出力料金の請求に当たっては、請求区分毎に1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 平成32年度からの執行予定単価は、上記単価により算出した予算の議決をもって確定する。